

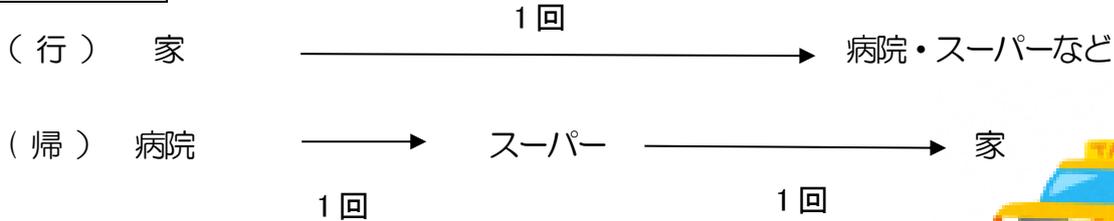
タクシー助成の利用のしかた

1. 利用方法

○必ず乗車する際に、「**八頭町タクシー利用者証明証**」を運転手に提示し、「**八頭町タクシー利用券**」を乗車1回につき1枚渡して、降車の際に料金をお支払いください。

○乗車してから降車することに1回・1枚の利用券が必要です。

利用例



合計3回で3枚の利用券を使用することになります。

タクシー助成が利用できるのは、

鳥取タクシー（電話73-0111）のみです。

※鳥取タクシー以外では、利用券は使えませんのでご注意ください。

2. 利用時間

・利用いただける時間は午前6時30分から午後7時までです。

3. 利用者負担額

タクシー利用料金の3分の1（最低個人負担額は300円、最高個人負担額は1,200円）

※タクシー利用料金が5,000円を超えた場合、超えた部分は自己負担

4. 利用枚数

1人 年間100枚まで

5. 助成対象区間

助成の対象となる区間は、**八頭町内**です。市内までご利用される際は、町外分は自己負担となります。

6. その他

○助成対象者が2名以上で相乗りされた場合、タクシー料金が**1**割引になります。相乗り者全員の方から、利用券の提出がない場合は助成対象外となります。

○みずいろ色の利用券をお持ちの方は、介護者**1**名の同乗ができます。

*ご不明な点がございましたら、八頭町役場企画課までお問い合わせ下さい。

八頭町役場 企画課 電話：76-0212